

篤志者感謝状授与規程

平成 30 年 3 月 20 日決定

(目的)

第 1 条 この規程は、篤志者に対する感謝状の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「篤志者」とは、公益のために本協議会に対して 10 万円以上の金品の寄附をなしたものをいう。

(感謝状の授与)

第 3 条 会長は、篤志者に対して感謝状を授与する。

(感謝状の授与の方法)

第 4 条 感謝状の授与は、年 1 回式日を定めて行う。ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。

(施行細目の委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。